

南城市公共施設等に関する民間提案制度募集要領

1. 制度の概要

南城市では、公共施設等を経営的視点で捉え、資産とその環境を自治体経営にとって最適な状態（最小の経費で最大の効果）にすることを目的とした公共ファシリティマネジメントを推進しております。

南城市公共施設等に関する民間提案制度（以下、「民間提案制度」という。）は、民間事業者より本市が保有する公共施設等に関する提案を求め、本市の自治体経営及び市民サービスの向上に大きく貢献する提案を選定し、民間事業者と本市との協議を経て事業化を図るものです。

提案内容を知的財産として取り扱い、事業化が決定した場合、提案者との随意契約を前提としています。ただし、事業化が決定した場合においても、予算案件が議会で承認されない等の事由により事業が実施できなくなった場合には、事業の実施は見送りとなります。

2. 提案募集の対象・条件・区分

(1) 対象

提案の対象とする公共施設等とは、本市が所有する又は管理する土地、建物、構築物、設備及び車両等。

(2) 条件

(ア) 市民や利用者の満足度、又は行財政の生産性の向上につながる提案であること。

(イ) 原則として、新たな財政負担が生じない提案であること。ただし、数年後に投資回収ができる見込みが立つ提案、提案事業のリターンが大きくなることが見込める提案等は、事業化に向けて検討します。

(3) 区分

(ア) テーマ自由型：本市の公共施設等に対する民間事業者の自由な提案。

(イ) テーマ設定型：南城市が積極的に提案を受けたい事業に関する提案。

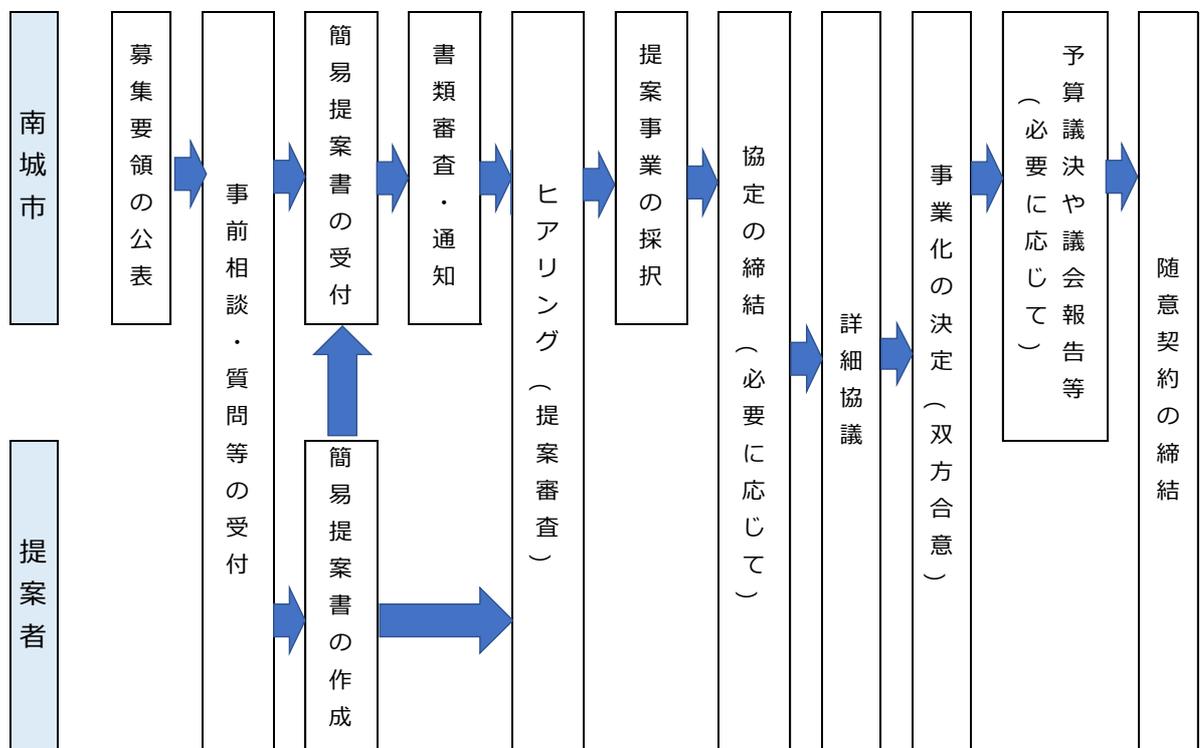
※テーマ設定型の対象とする事業は「別紙1」を参照。

3. 手続きの流れ

(1) 基本スケジュール（予定）

令和2年7月31日（金）	募集要領の公表
令和2年7月31日（金）～9月18日（金）	事前相談・質問等の受付
令和2年9月19日（土）～30日（水）	簡易提案書等の受付
令和2年10月2日（金）	書類審査・審査結果の通知
令和2年10月5日（月）～9日（金）	ヒアリング審査・審査結果の通知
令和2年10月12日（月）～	詳細協議・事業化の決定

(2) 手続きのイメージ図



(3) 事前相談・質問等の受付

事前相談や質問を希望する場合は、事前相談・質問用紙（様式1）に内容を記載し、電子メールにて事務局へ提出して下さい。事前相談の日程や質問に対する回答を質問者個別に連絡します。

(4) 簡易提案書等の受付

公共施設等に関する提案を行う場合は、簡易提案書（様式2）、会社概要説明書（様式3）、業務経歴書（様式4）、業務実施体制（様式5）、誓約書（様式6）を電子メールにて事務局へ提出して下さい。

(5) 書類審査

提出していただいた簡易提案書等を、提案募集の対象や条件等を満たしているか事務局において審査し、結果を電子メールにて通知します。なお、書類審査を通過した事業者については、ヒアリング審査の日程等をも併せて通知します。

(6) ヒアリング審査・結果通知

本市が設置する審査委員会において、民間事業者からのヒアリングを基に提案事業の採否を決定し、提案者に通知します。なお、結果の概要（採否及びその理由）については市のホームページにて公表します。

※審査委員会には、必要に応じて外部の有識者や関係者等を審査委員に加えます。

※提案事業の採否は、詳細協議を行うか否かを決めるのもので、事業化を決定するものではありません。

4. 提案事業採択後の手続き

採択した提案について、当該提案を行った民間事業者と必要に応じて協定締結し、事業化に向けた詳細協議を行います。なお、協議が整わない場合は、事業化を見送ることとなります。

事業化決定後、諸条件（議会の議決など）が整い次第、契約締結の手続きを行います。

5. 提案者資格

提案を行うことができる者は、提案内容を実行する意思と能力を有する民間事業者（営利を主な目的として活動する企業や団体等。ジョイントベンチャーや共同事業体による場合も含む）とします。ただし、次のいずれかに該当する者は、提案することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者。
- (3) 南城市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (4) 南城市建設工事に係る指名停止等の措置に関する要綱に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）を受けている者。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

6. 留意点

民間提案制度の実施にあたり、次のことに留意してください。

(1) 費用負担について

提案や協議に要する全ての費用は、提案者の負担とします。

(2) 提出書類の取扱い

提出書類の著作権は、提案者に帰属しますが、提出書類は返却しません。また、提案者は、市が設置する審査会や事業化の検討における提出書類の利用、事業名称や概略等の公表に同意することとします。ただし、提案者の独自のノウハウ等が含まれている内容については、公表の対象としません。

(3) 特許権等の侵害防止

提案者は、提出書類が第三者の有する特許権等を侵害するものでないことを本市に対して保証することとします。提案者は、提出書類が第三者の特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、提案者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとします。

(4) 情報公開

南城市情報公開条例に基づき、情報公開請求により一部又は全部を公開することがあります。

(5) 提案者の失格

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (ア) 本要領に定める手続きを遵守しない場合
- (イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(6) 提案の辞退

提案を辞退する場合は、辞退届出書（様式7）を提出すること。

(7) 不測の事態への対応

本要領に記載されていない事項及び想定されない事態が発生した場合には、本市と別途協議を行うものとします。

7. 事務局（問い合わせ・提出先）

南城市企画部政策調整室 担当：前城、押岡、仲村、宮城

住所：〒 901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里 1870 番地

電話：098-917-5386 mail:seisakuchousei@city.nanjo.okinawa.jp